

愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和8年1月21日(水) 10:00~11:20
- 2 場 所 : 愛媛県水産会館6階 大会議室
- 3 出席委員 : 有光委員・倉内委員・竹下委員・谷本委員・東淵委員・東委員・福嶋委員・八東委員(8名)
※八東委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。

本日出席の委員は7名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員1名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「コメリハード&グリーン今治店」、「クスリのアオキ神拝店」及び「ドラッグコスモス西条大町店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東淵会長よりご挨拶いただき、その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ー東淵会長あいさつー

[東淵会長]

それでは、議事(審議案件)に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、倉内委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「コメリハード&グリーン今治店」の新設届出について審議します。

参考人の入室をお願いします。

ー参考人入室ー

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

ー資料1~5ページの主な内容について説明ー

- 荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値を満たしている。

駐車場及び駐輪場の収容台数については、指針の基準値及び参考値を下回るもの

の、既存類似店舗の実績から算出した必要台数各 226 台、7 台を充足している。

- 繁忙時等には、状況に応じて駐車場出入口等に交通整理員を配置する。
- 騒音については4地点で予測・評価を実施。
等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。
夜間の騒音発生源ごとの最大値については、全ての予測地点で規制基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び今治市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の八束委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[東委員]

バス停の移設があるということで、利用者への配慮はバス会社で行うものと思いますが、店舗として配慮を行う予定はありますでしょうか。

[参考人]

皆様に気持ちよく利用いただき、気持ちよくお帰りいただきたいと考えており、夏場や冬場など、店内でお待ちいただくことに対して制限は行いません。待合室を店内に設けることは難しいですが、商品をご覧になりながらお過ごしいただければと考えています。

[谷本委員]

駐車台数について、基準値以下ではあるものの既存店舗から算出した台数を充足しているとのことですが、特定の時間帯に混雑するということはないのか、またそのような事態が発生した場合の対策をお伺いできればと思います。また、駐車マスの1マス当たりの大きさはスーパーマーケットやドラッグストアと比較して大きい方が利用者としては利便性が高いと思いますが、そのような配慮はなされていますでしょうか。

[参考人]

駐車場需要についてですが、既存類似店各店舗における令和5年1月1日から令和5年12月31日までの年間最繁忙日を踏まえて算出しており、基本的には整備台数を上回ることはないと考えています。万が一、整備台数を上回る需要が生じた場合には、従業員用駐車場を開放することで対応させていただければと思います。

駐車マスの大きさについては、他の業種のサイズを把握していませんが、幅2.5~2.7m、奥行き5mを確保することとしており、一般の大きめの車両も十分駐車可能なサイズを確保しています。鋼材等を扱う関係上、2tトラックや4tトラックなども利用される場合がございますが、2台分を使用して駐車していただくこととなりますが、他店舗で不都合があった等の報告は挙がっておらず、特段支障はないと考えています。

[東淵会長]

その他ご意見ご質問はありませんか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

－参考人退出－

[東淵会長]

当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手續については、会長に一任していただくことをご了解願います。

－全員了解－

[東淵会長]

次に「クスリのアオキ神拝店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料6～12 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗の実績データを基に算出した必要台数7台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

- 騒音については、4地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、A' 2F、B'、D' 地点で来客車両走行音により基準値を超過した。そのため、実測値を用いて再予測を行ったところ、全ての地点で基準値を満足した。

- 住民から意見が提出されており、設置者に確認したところ、以下のとおり回答があった。

・従業員が確保できない場合や競合他社様の営業時間も踏まえ、9時から22時の営業となることも想定している。なお、閉店時刻24時での届出を踏まえ、敷地北側及び建物北側の室外機置場に目隠しフェンスを設置し、騒音の低減を図る計画としている。

・騒音に関する苦情を頂戴した場合は、誠意をもって対応する。

・来客車両の出入りについては、出入口幅を16mとし、極力スムーズに入出庫できるように計画している。また、開店セール中は交通整理員を配置し、来客を誘導する。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、庁内関係課で構成される審査会において、特に意見がなかったこと、一般住民からの意見に対しても、現時点で考えられる合理的な範囲内で必要な対策は講じていると認められることから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の八束委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[竹下委員]

出入口の幅を16mとし、出入りしやすくしているとのことですが、出入口が1箇所ですので、一方通行とした方がよいのではと思いますがいかがでしょうか。

[参考人]

駐車場がそこまで広大でなく、店舗の方へ向かわれるというお客様の心理も考慮しており、また、通路も6mの幅を確保していることから、双方向の利用可能としています。

[有光委員]

従業員の駐車スペースについて、3台で足りるのでしょうか。また、店舗から遠い位置に確保することが多いと思いますが、店舗に近い位置に設置するのはなぜでしょうか。

[参考人]

オープン時は臨時駐車場を確保して対応しますが、平時は従業員3～4名であり、このサイズの店舗であれば、3台で足りると考えています。

配置については、荷さばき施設の北側に位置することから、従業員用としております。

[倉内委員]

通学路になっているとのことですが、歩行者の数はどの程度でしょうか。

[参考人]

正確な数は把握しておりませんが、20～30名以上が通行されていると聞いております。

[倉内委員]

制度上の問題かもしれませんが、図面⑬の交通量調査箇所を見ると幹線道路の歩行者の調査となっており、本来把握すべき箇所は前面道路かと思えます。例えば交差点であれば、小学校の正門がある道路の交差点を調査していただくべきかと思えますが、可能なのでしょうか。

[事務局]

法令上、制限する規定はないため、設置者で対応いただけるのであれば可能ですが、現在の法令や規則において、当該調査は義務付けられていませんので、ご指摘のような調査を実施していない場合も、届出がなされれば受理せざるを得ず、今後類似の案件が発生した場合には、設置者とのご相談になるかと思えます。

[倉内委員]

図面⑬の交差点①、②の歩行者を調査しても、あまり意味はないと思います。通学路等を調査された方が、小学校に説明した際も安心いただきやすいと思います。ぜひご検討いただければと思います。

[東淵会長]

今回は小学校が非常に近く、通学路ということで、今後類似の案件が生じた場合、ご検討いただける余地はあるのでしょうか。

[参考人]

事務局と相談します。

[谷本委員]

惣菜、精肉、青果も扱うようですが、スーパーマーケットのように利用することができるのでしょうか。また、鮮度管理の体制はいかがでしょうか。

[参考人]

クスリのアオキから新店に配置する社員については、経験者を必ず配置することとしているほか、店長となった後に研修も実施するなど、十分な体制で運営します。

[福嶋委員]

閉店時間を22時とすることを検討されているとのことですが、住宅地ですので光害の懸念もあると思います。照明に関するご配慮はありますでしょうか。

[参考人]

営業時間を9時から22時で予定しており、22時30分までには社員も帰宅する規則になっていますので、問題ないと考えています。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

—参考人退出—

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

—全員了解—

[東淵会長]

次に「ドラッグコスモス西条大町店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

－参考人入室－

[東淵会長]

では、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 13～18 ページの主な内容について説明－

- 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗の実績データを基に算出した必要台数 7 台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。

- 騒音については、4 地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、C' 2F、D' 地点で来客車両走行音により基準値を超過した。そのため、実測値を用いて再予測を行ったところ、全ての地点で基準値を満足した。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び西条市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

なお、本日欠席の八束委員から、「特に意見はない」との回答をいただいている。

[東淵会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問はありませんか。

[東委員]

身障者用駐車場について、駐輪場と動線が交錯している例もありますが、そういった点も配慮いただいております、ありがたく感じます。

公園通りにおいて、他のドラッグストアや貴社の別店舗もございしますが、出店の経緯はいかがでしょうか。

[参考人]

ご指摘のとおり、900m程度北上した位置に、朔日市店がございします。ありがたいことにこちらの店舗の売り上げが非常に高く、ドミナントを考えていた中で、こちらの出店を決定しました。

[有光委員]

従業員用駐車場はどのような計画となっておりますでしょうか。

[参考人]

敷地外で 2 箇所、計 20 台程度確保する予定としています。

[竹下委員]

図面②において、東側の道路に右折矢印があり、開発道路と記載されていますが、出入

口に近く、危険性が比較的高いように思いますが、どの程度の出入りがあるのでしょうか。

また、住宅地が近く、騒音の発生が予想されますが、室外機はどこに設置しますでしょうか。対応と併せて教えてください。

[参考人]

開発道路はそれなりに交通量が多いようであり、今回、西条警察署とも協議のうえ、開発道路からできるだけ離れた位置に出入口を配置することとなりました。

室外機については、図面②に記載している記号のうちKがキュービクル、Pが室外機、Rが冷凍室室外機であり、機械関係は基本的に屋根の上に設置する計画としています。

[倉内委員]

図面②の横断歩道の利用者はほとんどいないのでしょうか。

[参考人]

西条警察署との協議において、こちらの横断歩道についても確認しましたが、警察署で把握している限りではあまり利用はないようでした。一方で、駐車場法で定める基準を満たす形で計画しています。

[倉内委員]

出入口をどこにするか悩ましい立地であり、開発道路との兼ね合いもあり動かしようがないと思いますが、交通量が一定程度ある道路になりますので、右折出庫した際に急いでアクセルを踏んでしまうなど、重大事故につながるリスクがあるため、ぜひ十分注意していただければと思います。

[東淵会長]

横断歩道があることを注意喚起する看板等は設置しますでしょうか。

[参考人]

直接横断歩道があることを示すものではございませんが、通学路注意の看板を設置しますので、近隣に歩行者の利用があることはお客様に対して周知できると考えています。

[東淵会長]

その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

—参考人退出—

[東淵会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

—全員了解—

[東淵会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

[事務局]

－資料 19～20 ページの主な内容について説明－

○次回以降の案件の説明

・審議会案件は、「ラ・ムー川之江店（四国中央市）」、「スーパー日東土居田店（松山市）」、「mac 桜井店（今治市）」の新設が3件予定されている。

・県の意見提示期限については、「ラ・ムー川之江店（四国中央市）」が令和8年5月10日まで、「スーパー日東土居田店（松山市）」が令和8年7月17日まで、「mac 桜井店（今治市）」が令和8年7月19日までとなっている。

○フォローアップ調査について

・現在照会中及び今後照会予定の案件のみのため、今後報告予定。

[東淵会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

○閉 会（11:20 終了）

議事録署名人

⑩